



事務センターだより

第7号 H29.8.21

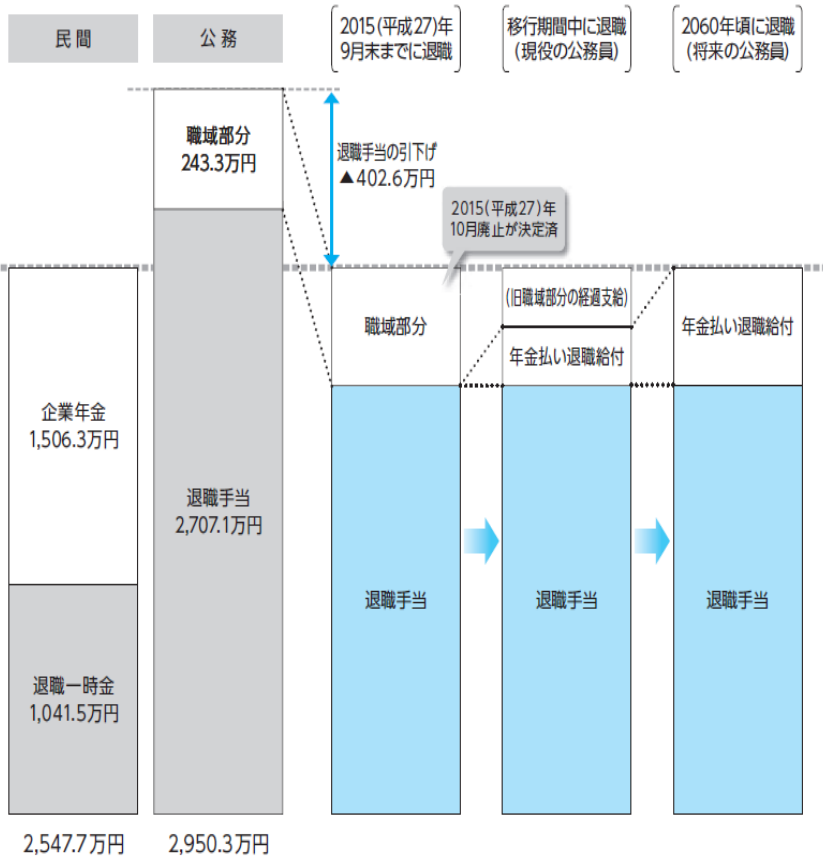
文責 藤本（阿蘇中）

「給付算定基礎額残高通知書」

8月上旬に皆様のご家庭に、公立学校共済組合より「給付算定基礎額残高通知書」が送付されています。

このことについて、共済組合の資料を添付いたします。

人事院調査



今回の通知書は左図の職域部分→年金払い退職給付の積立額です。

観 展

給付算定基礎額残高通知書

(28年4月～29年3月)

公立 太郎 様 (86841000000001) 単位 円

(入金) 期月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末				65,823
4月	530,000	7,950	29	73,802
5月	530,000	7,950	32	81,784
6月	530,000	7,950	35	89,769
7月	530,000	7,950	39	97,758
8月	530,000	7,950	42	105,750
9月	530,000	7,950	45	113,745
10月	530,000	7,950	32	121,727
11月	530,000	7,950	34	129,711
12月	530,000	7,950	36	137,697
1月	530,000	7,950	38	145,685
2月	530,000	7,950	40	153,675
3月	530,000	7,950	43	161,668

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
⑤前年度末	65,823		
⑥付与額累計	95,400		
⑦利息額	445		
⑧今回通知	161,668		
⑨給付算定基礎額等合計	161,668		

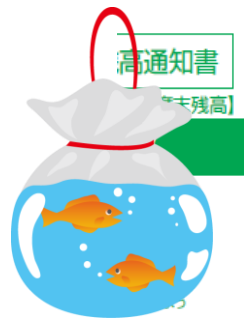
⑩年金払い退職給付加入期間 1年6月

⑪付与率	平成28年4月～平成29年3月	1.500%
⑫基準利率(年率)	平成28年4月～平成28年9月	0.480%
	平成28年10月～平成29年3月	0.320%

基礎年金番号 999999999 作成日 平成 29年 6月 29日

通知書に表示されてい

- ①標準報酬月額
掛金と付与額の基
同月に期末手当等
- ②付与額
標準報酬月額に付
年金の原資となる
- ③利息
当月の利息を表示
前月の給付算定基
- ④給付算定基礎額
当月までの給付算
前月の給付算定基
しています。
- ⑤前年度末(給付
前年度にお知らせ
※1 網かけ部分)
として再就職
- ⑥付与額累計
各月の付与額を累
- ⑦利息額
各月の利息を累計
- ⑧今回通知
今回お知らせした
- ⑨給付算定基礎額
今回通知に表示し
※2 有期退職年
した場合は
年金算定基
ます。
- ⑩年金払い退職給
平成27年10月
- ⑪付与率
付与額を算定する
- ⑫基準利率(年率
利息を算定するた
です。



お聞きさせて
願います。
はい。

平成27年10月より年金制度が変わり、年金払い退職給付の積立が始まりました。毎月の給与明細書には、「共済長期厚生掛金」とは別に「共済長期退職掛金」として差し引かれています。

積立金の半分は、有期年金(退職時、10年払い、20年払いの選択可)、残り半分は、終身年金(65歳支給開始、60歳からの支給も可)となります。

給与のはなし 4



制度導入当時の4%の積算

今回は、教職調整額について、文部科学省の資料より抜粋してご紹介します。

教員は、毎月給料月額4%が教職調整額として加算されています。

根拠法令は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」略して「給特法」です。(市町村立学校教員の場合)

給特法の趣旨・概要 (昭和46年導入)

- 教員は、勤務態様の特殊性があり、一般行政職と同じような勤務時間管理はなじまない。

例えば

- ・ 修学旅行や遠足など、学校外の教育活動
- ・ 家庭訪問や学校外の個人研修など、教員個人での活動
- ・ 夏休み等の長期の学校休業期間

- 教員の勤務態様の特殊性をふまえ、教員については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

- ① 時間外勤務手当を支給しないこととし
- ② その代わりに、給料月額4%に相当する教職調整額を支給

昭和41年度 文部省が実施した「教員勤務状況調査」の結果

〈超過勤務時間〉

1週間平均

- ・ 小学校 1時間20分
- ・ 中学校 2時間30分
- ・ 平均 1時間48分

1週間平均の超過勤務時間が年間44週にわたっておこなわれた場合の超過勤務手当に要する金額が、超過勤務手当算定の基礎となる給与に対し、約4%に相当。

※年間44週 (年間52週から、夏休み4週、年末年始2週、学年末始2週の計8週を除外)

以上 文部科学省 HP より

教員の超過勤務や働き方改革が取り沙汰されている昨今。教職調整額制度のもとで、教員の勤務時間が増大してきた経緯もあります。この制度に代えて、「時間外手当制度」を導入すれば、学校現場の勤務時間の感覚も変わるのではないかとの論議もあります。

